（ハワイ）
管理技術者　延べ42人・日（休日を除く現地での作業日数は３日／回とし、14回分（毎月１回×12回＋臨時２回）の往復旅費を見込むものとする。）
主任技術者　12ヶ月×１名分（休日を除く現地での作業日数は延べ240人・日とし、12回分の往復旅費を見込むものとする。）
担当技術者　12ヶ月×１名分（休日を除く現地での作業日数は延べ240人・日とし、６回分の往復旅費を見込むものとする。）
（グアム）
管理技術者　延べ40人・日（休日を除く現地での作業日数は５日／回とし、８回分の往復旅費を見込むものとする。）
主任技術者　延べ35人・日（休日を除く現地での作業日数は５日／回とし、７回分の往復旅費を見込むものとする。）
担当技術者　延べ50人・日（休日を除く現地での作業日数は５日／回とし、10回分の往復旅費を見込むものとする。）
（テニアン）
管理技術者　延べ５人・日（休日を除く現地での作業日数は５日／回とし、１回分の往復旅費を見込むものとする。）
主任技術者　延べ５人・日（休日を除く現地での作業日数は５日／回とし、１回分の往復旅費を見込むものとする。）
担当技術者　延べ５人・日（休日を除く現地での作業日数は５日／回とし、１回分の往復旅費を見込むものとする。）

２）㋐１）～３）に対する国内支援業務は下記のとおり見込むものとする。また作業日数は実績により後日精算を行うものとする。
（日本）
管理技術者　延べ60人・日
主任技術者　延べ120人・日
担当技術者　延べ240人・日
技　術　員　延べ60人・日

㋑　通訳業務　受注者は、監督官の指示により、本事業に係る会議等の通訳を行うものとする。通訳業務に係る作業日数は以下を見込むものとし、実績により後日精算するものとする。
（ハワイ）１日（３時間）×48回
１名
（グアム）１日（８時間）×24回
１名
※１　上記業務場所については、米国担当官等との調整により、別の場所となる可能性がある。
※２　通訳業務に係る上記日数は、移動時間を含まない実働日数である。

ウ　その他
㋐　受注者は、各業務場所における業務処理に必要な車両（４～５人乗り）を１台、当該業務期間に必要に応じて準備するものとし、後日精算するものとする。なお、必要に応じて防衛省職員を本車両により業務上必要な場所に送迎するものとする。
㋑　受注者は、業務処理に当たっては、入門手続きその他米側が定める諸規定に従うものとする。
㋒　受注者は、本業務の仕様書に基づき業務を実施した場合には、業務処理報告書を作成の上、監督官に報告するものとする。
㋓　受注者は、業務処理報告書の作成にあたり、実施した内容が確認できる資料、出勤簿及び給与支払明細書等の帳票類（電子データを含む）について整理し、保存するものとする。
㋔　受注者は、エにおいて整理した資料について、監督官が作業場所に出向き確認を行う場合にはこれに協力するものとする。
㋕　経費（航空運賃、日当、宿泊費、交通費等）は、実費を当省の基準等により精査のうえ、後日精算するものとする。
㋖　精算に係る書類については３ヶ月毎に取りまとめ、速やかに監督官に提出するものとする。（１月から３月分については３月中に提出すること。）
㋗　ハワイ及びグアムにおける執務場所並びに机及び椅子は防衛省より提供するものとし、その他、業務に必要なものについては必要に応じて受注者が準備するものとし、後日精算するものとする。
㋘　受注者は、監督官の指示により、本業務の履行に支障がないよう業務内容の引き継ぎを受けるものとし、次年度の受注者が決まった場合には、必要な業務内容の引き継ぎを行うものとする。
㋙　検査は、地方協力局地方協力企画課の支出負担行為担当官補助者が実施するものとする。

⑷　履行期限　平成29年３月31日

２　参加資格、選定基準及び評価基準
技術提案書の提出者は、⑴に掲げる資格を満たしている単体企業（イ及びウについては、どちらか一方を有していればよい。）又は⑵に掲げる資格を満たしている共同体（共同体とは、二以上の事業者が業務を共同連帯して行うことを目的とする共同体をいう。）であること。
⑴　単体企業
ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない。
イ　防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（③調査・研究又は⑮その他）」に係る級別の格付けを受け、そのランクが「A」等級の者であること。
ウ　防衛省から測量・建設コンサルタント等業務の「建築、土木、電気、機械、通信、環境等」に係る一般競争（指名競争）参加資格のうち、いずれか一つ以上の資格の決定を受け、そのランクが「A」等級の格付を受け、地方防衛局に競争参加を希望している（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けている。）。
エ　参加表明書の提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、地方防衛局長から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（防経施第5989号 27. 4. 1）に基づく指名停止を受けている期間中でない。
オ　同種又は類似業務の実績
カ　入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がない（基準に該当する者のすべてが共同体の代表者以外の構成員である場合は除く。）。
㋐　資本関係　次のいずれかに該当する二者の場合。
ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。
ａ　親会社と子会社の関係にある場合。
ｂ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
㋑　人的関係　次のいずれかに該当する二者の場合。
ただし、ａについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。
ａ　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
ｂ　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。
㋒　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合。
その他㋐又は㋑と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
キ　配置予定管理技術者は、平成27年12月25日の時点で技術提案書の提出者と直接的な雇用関係がある。
ク　配置予定技術者の資格。
ケ　配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験。